

災害時における福祉避難所の指定等に関する覚書

安中市(以下「甲」という。)と社会福祉法人 安中市社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、安中市内において災害が発生又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)等における、福祉避難所としての指定等について次のとおり覚書を締結する。

(趣旨)

第1条 この覚書は、甲と乙が管理運営業務に関する基本協定を締結している施設(以下「指定管理施設」という。)をあらかじめ福祉避難所として指定し、災害時に指定管理施設を福祉避難所として使用することについて、乙に協力を要請するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(指定する施設)

第2条 甲が福祉避難所として指定する指定管理施設は、次の施設とする。

- (1) 所在地:安中市松井田町新堀401番地
安中市松井田町新堀372番地1(別館)
名称:安中市障害者支援センター

(協力要請)

第3条 甲は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の者等で、災害対策基本法第49条の7の規定に基づく指定避難所(以下「指定避難所」という。)での生活が困難な者(以下「要配慮者」という。)がいると認めるときは、乙に対して前条に掲げる施設を福祉避難所として開設し、甲が指定する要配慮者及びその家族又は介助者(以下「家族等」という。)の受入れを要請することができる。

2 前項の要請は、福祉避難所受入要請書(様式第1号)にて行う。ただし、緊急を要する場合は電話、口頭等で要請し、その後速やかに福祉避難所受入要請書を提出する。

3 第1項の要請は、原則として指定避難所が開設されている場合に限り、行うことができる。

(受入れ)

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、受入れの可否を速やかに判断し、当該可否を甲に伝達するものとする。この場合において、乙は、可能な限り受け入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族等が行う。

(運営等)

第5条 福祉避難所の運営は、原則として家族等が行うものとする。

2 甲は、福祉避難所が円滑に運営できるよう、看護師、介護員、ボランティア等の確保及び適正な配置に努めるものとする。

3 乙は、福祉避難所の運営について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、福祉避難所として指定している指定管理施設が、早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(物資の調達)

第6条 甲は、日用品や食料など、福祉避難所の運営に際し、必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した、福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき決定した額を甲に請求するものとし、甲は災害による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、この覚書が災害時に有効に機能するように、この覚書の担当部署を定め、平常時から情報交換を行うものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、この覚書の履行に関して知り得た情報を、他に漏らしてはならない。この覚書の終了後又は解除後においても同様とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間及び解除)

第11条 この覚書の有効期間は、甲と乙が第2条に掲げる施設の管理運営に関する基本協定を締結している期間とする。ただし、甲又は乙において覚書を継続できない事情が発生した場合は、甲乙協議のうえ、覚書を解除することができるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成31年4月12日

安中市安中一丁目23番13号

甲 安中市
市長

安中市安中三丁目19番27号

乙 社会福祉法人 安中市社会福祉協議会
会長